

北陸地方整備局 I C Tアドバイザー制度 実施要領

1. 総則

(1) 名称

本制度は、北陸地方整備局 I C Tアドバイザー制度と称する。

(2) 目的

本制度は、北陸地方整備局管内における I C T施工の人材育成と普及促進を目的として、自主的な技術習得や能力向上への取り組みが可能となるように、I C T施工関係者を「I C Tアドバイザー」として登録し、施工者や発注者等が持つ疑問点や課題などについて、経験者からアドバイス等の支援を受けられる体制を構築するものである。

(3) 定義

本制度における I C Tアドバイザーは、(2) に示す目的に賛同する行政機関、法人または団体のうち、北陸地方整備局 北陸 I C T戦略推進委員長（以下「委員長」。）が認定した者とする。

(4) I C Tアドバイザーの活動内容

I C Tアドバイザーは、I C T施工等に関する支援を必要とする者（以下「依頼者」という。）の依頼により、以下の分野について助言、技術的指導を行う。

① 「3次元計測関係」

U A V やレーザースキャナー等を含む計測機材を活用した3次元測量に関わる助言、技術的指導。

② 「3次元設計データ作成関係」

3次元設計データ作成に関わる助言、技術的指導。

③ 「I C T 建設機械による施工関係」

I C T建設機械を用いた施工に関する助言、技術的指導。

④ 「3次元施工管理関係」

U A Vやレーザースキャナー等を含む計測機材を活用した出来形・品質等の管理に関する助言、技術的指導。

⑤ 「総合マネジメント」

施工計画などの総合的な助言、技術的指導。

⑥ ICT施工の研修・講習会

北陸地方整備局及び地方自治体や特殊法人等が実施する研修・講習会等に対する講師派遣、現場見学会、説明等の協力。

2. 制度の運用

(1) 募集

ICTアドバイザーの募集は、公募により行うものとする。

(2) 区分

ICTアドバイザーの区分は、以下に示すⅠ～Ⅵの分野とする。

分野Ⅰ・・・3次元計測関係

分野Ⅱ・・・3次元設計データ作成関係

分野Ⅲ・・・ICT建設機械による施工関

係分野Ⅳ・・・3次元施工管理関係

分野Ⅴ・・・総合マネジメント

分野Ⅵ・・・ICT施工の研修・講習会

(3) 資格

ICTに関する専門知識とICT施工の技術支援に関する知見を持つ行政機関または企業・団体とし、以下に示す①～④の条件を満たすものとする。

ただし、申請者が行政機関の場合は、④の2)のみを満足するものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④ 募集要領に示す期間の工事・業務等において以下に示すいずれかの実績を有すること。

1) 工事又は関連業務におけるⅠ～Ⅵの分野の実績（元請又は下請）

2) ICT施工に関するアドバイスや普及・支援活動などの実績

(4) 審査

申請者から提出された申請書類に基づき、ICT施工の助言、技術的指導に関する知見の有無を確認する。

(5) 認定

委員長は審査の結果、ICT施工の助言・技術的指導に関する知見があると認められた者を、ICTアドバイザーとして認定し、認定書を交付する。

(6) 登録

事務局は、認定したICTアドバイザーを、ICTアドバイザー名簿（別紙－１）に登録するものとする。

(7) 公表

事務局は、ICTアドバイザー名簿を公表するものとする。

(8) 技術支援の実施

- ① 依頼者は、北陸地方整備局が公表しているICTアドバイザー名簿に記載されている内容に基づきICTアドバイザーを選定し依頼を行うものとする。
- ② ICTアドバイザーは、依頼の内容を確認し技術支援の可否を判断するものとする。
- ③ ICTアドバイザーは、以下の時点において活動を事務局に報告するものとする。

・技術支援の終了（様式－１）

【別紙－２ 「依頼者から実施までのフロー」を参照】

(9) 活動の休止

委員長は、必要と判断した場合、ICTアドバイザーに活動の休止を求めることができるものとする。

(10) 認定の取り消し

委員長は、ICTアドバイザーが以下に該当する場合に認定の取り消しを行うことができるものとする。

- ・ICTアドバイザーから認定取り消しの申し出があった場合
- ・要領に示すICTに関する助言、技術的指導が実施できないと認めた場合

- ・ 2. (3) ①、②、③に該当した場合

事務局は、取り消された I C Tアドバイザーの情報について I C Tアドバイザー名簿より削除するものとする。

3. その他

(1) 依頼者の責務

I C Tアドバイザーの支援内容に基づき実施した事項に対する責任は依頼者が負うものとする。

(2) 費用負担

- 1) 依頼に基づく I C Tアドバイザーの活動に要する費用は、I C Tアドバイザーと依頼者で協議し決定するものとする。
- 2) 技術支援に対する費用は原則無償とするが、旅費交通費等の必要経費については、I C Tアドバイザーと依頼者で決定するものとする。

(3) 機密の保持

I C Tアドバイザーは、助言、技術的指導において知り得た情報は適切に管理する。

I C Tアドバイザーは、事務局への報告を除き、助言、技術的指導において知り得た情報を依頼者の同意なく利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 雑則

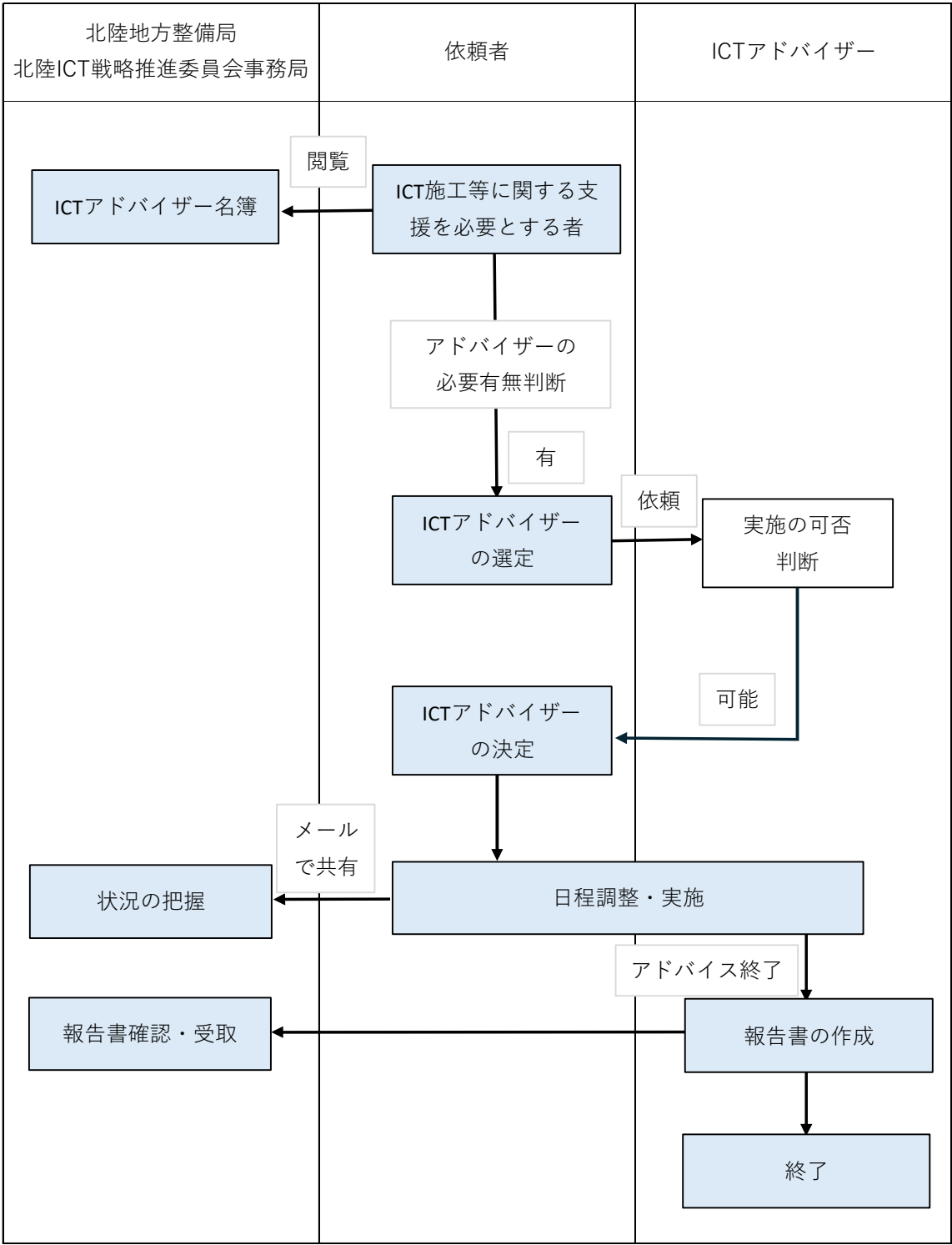
北陸地方整備局 I C Tアドバイザー制度の運用にあたり本要領に定める事項のほか、本要領によらない場合に、委員長が定めることができる。

4. 事務局

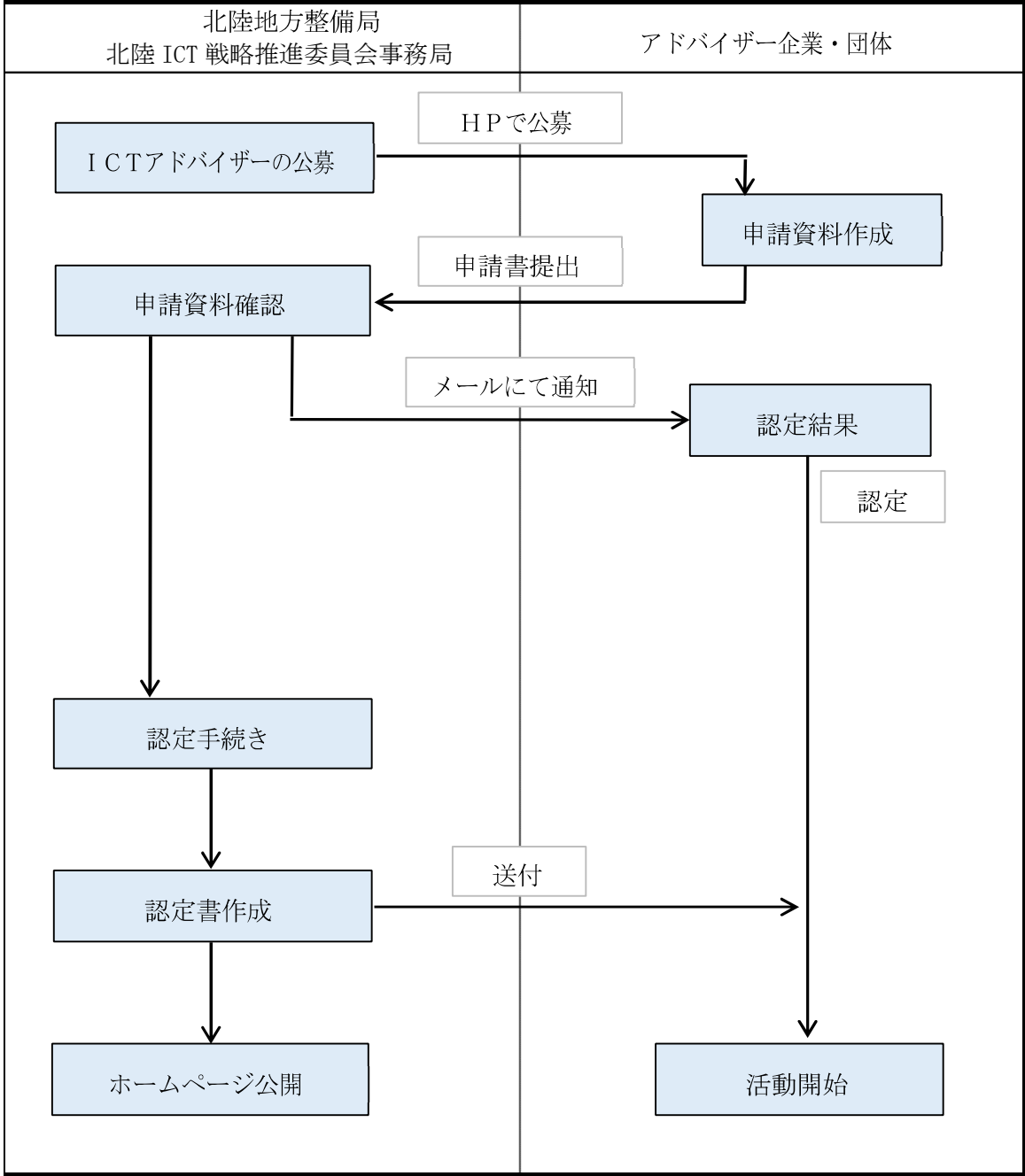
- (1) 事務局は、北陸 I C T戦略推進委員会事務局（北陸地方整備局企画部技術管理課・施工企画課）に置く。
- (2) 事務局は、下記の事項について行う。
 - ・ I C Tアドバイザーの募集及び公表等の作業
 - ・ I C Tアドバイザーの実施状況の把握
 - ・ その他 1. (2) の目的を達成するために必要な事項

附則 この規則は、令和 8 年 7 月 2 1 日から施行する。

別紙ー 2 「依頼から実施までのフロー」



参考「ICTアドバイザー手続きフロー」



(様式－１)

(様式－１)

北陸地方整備局ＩＣＴアドバイザー活動報告書

1	実施日時	令和 年 月 日 () 〇〇～〇〇時	
2	ＩＣＴアドバイザー法人・団体名		
3	依頼者		
4	実施場所		
5	対象人数		
6	区 分	技術支援	☐ Ⅰ 3次元設計計測関係 ☐ Ⅱ 3次元設計データ作成関係 ☐ Ⅲ ＩＣＴ建設機械による施工関係 ☐ Ⅳ 3次元施工管理関係 ☐ Ⅴ 総合マネジメント ☐ Ⅵ ＩＣＴ施工の研修・講習会
		講 師	
7	実施内容		
	具体的に記載してください。 〇〇〇〇・・・・・・		

8	実施状況写真	
	状況写真 ●●状況	状況写真 ●●状況
	状況写真 ●●状況	状況写真 ●●状況
	状況写真 ●●状況	状況写真 ●●状況